

女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

滋賀テレコム株式会社

(大津市、小売業) を認定しました（認定

段階3での認定となります)。



■■認定企業の取組紹介■■

○採用に関する取組

当社では、Instagram・YouTube・ホームページを活用し、社員の様子や職場の雰囲気を発信しています。また、職場見学の機会を設け、実際に先輩社員や上司と直接話せる場を用意しています。内定者には、入社まで月1回の内定者研修を実施し、不安の解消や同期との交流を図っています。これらの取組を通じて、入社前から職場への理解を深め、安心して入社できる環境づくりを行っています。

○継続雇用に関する取り組み

新入社員に対して、半年間のOJT研修を実施しています。また、産休・育休の取得を推奨するとともに、育児短時間勤務制度を子どもが小学校3年生修了まで利用可能としています。さらに、休日を選択できる特定社員制度を導入し、育児と仕事の両立を支援しています。社員がライフステージに応じて長く働き続けられる環境整備に取り組んでいます。

○長時間労働是正のための取組

毎月実施している店長会議において、各店舗の残業時間を報告・共有しています。残業時間が多い場合は、その要因を確認し、業務の進め方や業務配分の見直しを行っています。状況に応じた改善策を継続的に実施することで、長時間労働の是正に努めています。今後も、働きやすい職場環境の維持・向上を図ってまいります。

○管理職比率に関する取組

当社では、性別に関係なく、成果や意欲を重視した評価・昇進を行っています。その結果、女性管理職の登用も進んでおり、認定申請時の女性管理職比率は50%となっています。今後も、多様な人材が活躍できる組織づくりを推進していきます。

○多様なキャリアコースに関する取組

新卒採用に加え、第二新卒や中途採用も積極的に行ってています。また、役職や社歴に関係なく、業務に必要な知識やスキルを習得できる研修を実施しています。社員一人ひとりのキャリア形成を支援し、多様な働き方や成長の機会を提供しています。

■認定企業よりメッセージ■■

この認定は、性別に関係なく全社員が自分らしく安心して働き、キャリアを築ける環境づくりの取り組みが評価されたものと受け止めています。本認定を励みとし、今後も社員一人ひとりが活躍できる職場風土の醸成に努めてまいります。

【えるぼし認定制度とは】



女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。

【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190